

いるところである。なお、2007年には、これらの国の個票データを時系列で整備し（2000～2002年の個票データが整備された国に対して1997～1999年の個票データを整備）、スペインが加わった α 版を整備する予定である。それ以降は、時系列での個票データ整備を拡充するとともに（1984～1995年及び2004年の個票データ）、参加国も増やす予定となっている（表1,2）。

今回の β 版では、資産格差等の分析に用いる項目名の統一等が行われている。具体的な変数名は表3の通りであるが、2004年の検討段階と比較して変数の種類が少なくなっている。2004年に各国のデータを検討している段階では金融資産、非金融資産、負債でそれぞれ10種類であったが⁴、個票データベースの β 版では、それぞれ7種類、6種類、8種類となっている（表3）。

このように変数名の統一がなされた9カ国の個票データベースが整備されつつあるが、国際比較のデータベースとしては改善の余地があり、その検討も行うとしている。しかし、今回は、速報資料とはいえ、資産保有の状況等を直接比較できる資料が公表されたことは高く評価することができる。そこでこの速報資料から、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカの5カ国の資産保有の状況について概観する。なお、我が国はLWSに参加していないこと、変数名の詳細な定義が明確でないことから、我が国の統計数値を単純に掲示することで正確な国際比較を行うことは不可能である。しかし、参考として数値を示すことが可能な場合は、相当すると思われる我が国のデータをあわせて示すことを試みる。なお、我が国の資産統計として、総務省統計局「全国消費実態調査」、同「住宅・土地統計調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査（貯蓄票）」⁵の公表データを用いることとする。

3. 資産統計の調査項目の比較—LWSの速報資料から—

（1）資産保有の状況

世帯全体の資産保有の状況を見ると次の通りである。資産額から負債額を引いた純資産についてみると、その額がプラスの世帯が各国とも大半を占めている。最も高いのはイタリアの90%であるが、最も低いスウェーデンでも68%となっている。一方で、純資産額がマイナスの世帯の割合は、スウェーデンで27%と最も高く、カナダで20%、アメリカ、フィンランドでそれぞれ19%、15%となっている。イタリアが最も低いが、その水準は3%と他の国々よりも極端に低くなっている。我が国の場合、総務省統計局「全国消費実態調査」（1999年）で貯蓄現在高と負債現在高の差の金額階級別の世帯分布（総世帯（単身世帯と二人以上世帯の合計）ベース）が公表されている。その結果で見ると、この差がプラ

⁴ 金融資産は、現金、要求払い預金、譲渡性預金、貯蓄預金、株式、信託投資、年金基金、生命保険、その他の債権、その他の金融資産の10種類、非金融資産は居住用の住居、他の住居、非居住用住居、事業用資産、貴金属、耐久消費財、自動車、家具、その他の耐久財、その他の非金融資産の10種類、負債は住宅のための借り入れ、他の居住資産のための借り入れ、割賦払いの負債、他の返済による負債、クレジットカードでの支払い、他の負債、親族等からの借金、親族等からの借り入れ（利息付き）、社会保障基金、その他の10種類であった。

⁵ 総務省統計局「全国消費実態調査」は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地等の家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布等を明らかにすることを目的とした調査である。同「住宅・土地統計調査」は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的とした調査である。厚生労働省「国民生活基礎調査」は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画および運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。毎年、世帯と所得に関する調査が行われているが、3年に1度、貯蓄、健康に関する調査票を加えた大規模な調査も行われており、貯蓄票はその3年に1回のペースで所得票とあわせて調査が行われるものである。なお、所得格差について代表的な統計である厚生労働省「所得再分配調査」では、資産（貯蓄）に関する調査は、現在は行われていない。

スである世帯は 10 万世帯中、77,756 世帯であり、約 78%の世帯が貯蓄で見た場合に、純資産額がプラスの世帯ということになる。一方、この差がマイナスになる世帯は 10 万世帯中 19,142 世帯であり、全世界帯の約 19%となる。

資産の種類別の保有状況を見ると、金融資産はどの国でも大部分の世帯で保有しており、その保有率は、フィンランドの 92%が最も高く、以下、アメリカ (91%)、カナダ (90%)と続いている。最も低いスウェーデンでも 79%、次いでイタリアでも 81%と高い水準になっている。

金融資産の種類別では、まず預貯金については、スウェーデン以外では 81~91%と極めて高い保有率で、国ごとの格差がない一方で、スウェーデンでは 59%にとどまっている。ただし、スウェーデンでは、株式、投資信託の保有率が他の国に比べて高く、それぞれ、36%、58%となっている。我が国について厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004 年)から貯蓄がある世帯の割合を見ると、88.0%となっており、単純な比較は出来ないが、預貯金の世帯保有率としては、カナダ (88%)に相当する水準となっている。

次に、非金融資産の代表である不動産の保有状況を見ると、居住用の不動産ではスウェーデンの 53%を除き、60%台の水準となっている。投資用の不動産については 10~20%台の保有率となっている。なお、我が国の持ち家率を総務省統計局「住宅・土地統計調査」(2003 年)で見ると、61.2%となっており、単純比較はできないものの、居住用の不動産保有率は、諸外国と比べて遜色がないものと思われる。

そして、負債の保有率を見るとイタリアが 20%と他の国よりも極端に低くなっているが、イタリア以外の国では、52~75%となっており、金融資産の保有率に比べ国によるばらつきが大きくなっている。我が国の数値を厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004 年)で見ると、31.8%の世帯で借入れがあると回答しており、イタリアより高く、他の国よりも低い水準に相当している。

さらに、その他の金融資産の保有率は、イタリアの 3%からフィンランドの 36%まで国による格差が大きい。自動車の保有率はフィンランドで 66%と最も低いが他の国では 77~85%の水準となっている。なお、我が国の自動車の世帯保有率を総務省統計局「全国消費実態調査」(平成 11 年)で見ると、二人以上の世帯で 84.9%、単身世帯で 42.0%となっている(表 4)。

(2) 世帯主年齢別の資産保有状況

LWS の速報資料では、世帯主年齢別に見た資産の保有状況に関する図を掲載している。ここでは、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカの 5 カ国の状況について概観する。なお、図の元になる数値が公表されていないこと、世帯主年齢の区切り方が我が国の世帯統計と異なることから、我が国の数値を参考に掲げることはここでは行わない。

(a) 純資産総額がプラスの世帯

世帯全体では、純資産総額がプラスの世帯の割合はスウェーデン以外では高い割合であった。世帯主年齢別に見ると、以下のような傾向が見られる。まず、イタリアで全ての世帯主年齢で 80%を超える水準にある。これに対して、他の国々では世帯主年齢 25 歳未満で最も低く、25~34 歳、35~44 歳にかけて上昇している。特に 25 歳未満では、フィンランドの 60%強からアメリカの 30%強までばらつきが大きくなっている。国によるばらつきは、スウェーデン以外で 35~44 歳で小さくなり、その後は 80%以上の水準で安定している。なお、スウェーデンは世帯主年齢 25 歳未満以外で最も低い割合となっている(図 1)。

(b) 金融資産、負債がある世帯

金融資産がある世帯の割合を世帯主年齢別に見ると、25 歳未満のスウェーデン、アメリカと 65 歳以上のイタリアを除いて、80%以上の保有率となっている。よって、どの世帯主年齢の世帯においても相当に高い割合となっている。その一方で、負債がある世帯の割合を

見ると、イタリアで低く、最も高い世帯主年齢 35～44 歳でも 30%程度の割合にとどまっている。他の国について見ると、世帯主年齢 25～44 歳で高く、それ以降では低下する傾向が見られる。ただし、国による格差があり、アメリカでは世帯主年齢 45 歳以上では負債がある世帯の割合が低下しており、カナダでも同様の傾向と水準となっている。また、スウェーデンとフィンランドでも世帯主年齢が高くなるほど、負債がある世帯の割合は低下しているが、その水準はアメリカ、カナダよりも低い（図 2,3）。

(c)持ち家率

持ち家率について見ると、イタリアでは世帯主年齢 25 歳未満ですでに 50%程度にあり、その上の世帯主年齢でも緩やかに持ち家率は上昇している。イタリア以外の国々では若年の世帯主で持ち家率が低く 10～20%程度の水準にとどまっている。しかし、世帯主年齢 25～34 歳では 40～50%程度の水準に急速に上昇しており、世帯主年齢 35～44 歳でも 60～70%の水準へと上昇している。世帯主年齢 45 歳以上では、スウェーデン以外の国では 70～80%程度で安定している（図 4）。

4. まとめ

上記の結果をまとめると、以下のようになる。

- ① 資産格差の包括的な国際比較研究は、これまであまり行われてこなかった。そのような中、ルクセンブルク所得研究（LIS）では、ルクセンブルク資産研究（LWS）の検討グループを設置し、β版と名付けた暫定個票データベースを整備し、2005 年 12 月にこれに基づく速報資料を公表した。
- ② LWS の参加国は 2005 年 12 月現在でカナダ、キプロス、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカの 9 カ国である。しかし、β版では、上記の 9 カ国の内、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカの 5 カ国について 1998～2002 年の個票データが整備されている。その他の国についても、順次データを整備する予定である。また、個票データの時系列での整備及び参加国の拡充も予定している。
- ③ β版に基づく資産保有状況（カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカ）についてみると、純資産総額がプラスの世帯の割合はスウェーデンで低く、マイナスの世帯の割合はイタリアで低い。預貯金はスウェーデンで保有世帯の割合が低いが、そのスウェーデンでは株式や投資信託を保有している世帯の割合が高い。居住用不動産については、スウェーデン以外で 60%台の保有率である。
- ④ 我が国は LWS には参加していないが、それぞれ対応する資産項目について調査している官庁統計が複数あり、現段階では、大まかな比較は可能であった。

LWS による包括的な資産格差の国際比較の枠組みが整いつつあるが、我が国にとって、資産に関する議論が重要な背景の例を挙げると、次のようになる。①我が国では、高齢者が多くの資産を保有していると言われており⁶、その活用について議論することは、少子・高齢化の中で社会保障等の財源を確保するためにも重要な点である。②その一方で、資産保有の状況に大きな格差があり⁷、リバースモーゲージ等の資産活用の仕組みを導入しても、少数の裕福な高齢者に有利な制度の導入の話で終わる可能性もあり、そうした高齢者の資産の活用に係る制度の効果を見ていくという意味から高齢者の資産格差に着目した議論も

⁶ 高齢者の資産については、様々な推計があるが、農林中金総合研究所の推計によれば、世帯主年齢 50 歳以上の世帯で全貯蓄残高の 79.4%を、60 歳以上では 52.9%を占めている（農林中金レポート「個人貯蓄の動向とその影響」2003 年 5 月）。

⁷ 厚生省「平成 12 年版厚生白書」では、高齢者と資産について分析しているが、高齢者世帯の貯蓄と所得の関係を見ると、高貯蓄＝高所得とは一義的にはいえないという多様性が見られるとしており、貯蓄の多い高齢者世帯とそうでない世帯の存在を指摘している。また、持ち家率については、全世界平均よりも高いが、低所得層では相対的に持ち家率が低いとしており、ここでも資産保有の多様性を指摘している。

必要である。③我が国では、高齢者が所有する土地や家屋が相続によって、子どもに受け継がれることが多く、豊かな高齢者からその子どもに資産が移転することは、その子どもの中で、本人の努力によらない部分で格差が広がることにつながる可能性もある。こうした点から、資産格差についてもその状況を把握し、必要な分析を行う重要性がある。今回のLWSによるデータベースの構築は我が国にとっても参考となる資産格差分析のための枠組みを提示してくれるものであるといえる。

そのようなさまざまな視点から資産格差の分析の重要性が考えられる中、国際比較の枠組みが整うことにより、自国の資産保有や格差の相対的な位置を客観的に把握することが可能になる。これにより、自国にとって資産保有の分布の在り方や資産格差是正の必要性の有無といった議論に対して、重要なエビデンスを提供できることができる。今回公表された速報資料は、資産格差の国際比較の難しさを反映してか、暫定的なものとなっている。しかしながら、可能な限り統一された資産の定義の下で比較が可能になったものが出来たこと自体は大変評価できるものである。また、LWSに参加していない我が国にとっても、今後、資産格差の研究をする上で、重要な情報源となりうるであろう。まだ、資産の定義に関する情報や基本的な数値について細かい情報が得られない段階であるが、今後データの整備が行われていく中でこうした情報も得られるようになることが期待される。

さらに、LWSで整備された資産項目で、相当する我が国の統計を示したところ、複数の官庁統計にまたがっていることが明らかになった。このことは、仮に本論文で取り上げた統計の個票データを利用することができ、LWSのデータも利用できた場合に、その国際比較分析は、特定の種類の資産の保有状況、格差に限定される恐れがあることを意味する。仮に、我が国を含めた分析が可能になった時にはこのことに留意する必要があるものと思われる。

(資料)

- 1) 高山憲之(1980年),『不平等の経済分析』,東京経済新報社.
- 2) 橋本俊詔(1989年),「資産価格の変動と資産分布の不平等」,『日本経済研究』vol18,pp.79-91.
- 3) 高山憲之・船岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時彦(1989年),「日本の家計資産と貯蓄率」,『経済分析』119,pp.1-93.
- 4) 高山憲之・有田富美子(1992年),「高齢者夫婦世帯の所得・消費・資産」,『経済研究』第43巻第2号,pp.158-178.
- 5) 松浦克巳(1993年),「日本の職業別、年齢階層別にみた所得、資産の分布—80年代後半の不平等度の動き」,『日本経済研究』vol24,pp.97-115.
- 6) 高山憲之・有田富美子(1994年),「家計資産の分配とその変遷」,石川経夫編『日本の所得と資産の分配』,東京大学出版会,pp.59-78.
- 7) 大竹文雄(2005年),『日本の不平等』,日本経済新聞社.
- 8) E.N.Wolf(1987),”Estimates of Household Wealth Inequality in the U.S, 1962-1983”,
Review of Income and Wealth,33(3)
- 9) Atkinson-Harrison(1978),Distribution of Personal Wealth in Britain, Cambridge U.P..
- 10) 太田清(2003年),「日本における資産格差」,『日本の所得格差と社会階層』(樋口美雄、財務省財務総合政策研究所),日本評論社.

(図表編)

表1 ルクセンブルク資産研究(LWS)データベースβ版整備状況(2005年12月現在)

整備状況	国	調査名(略称)	調査年
整備済み	カナダ	Survey of Financial Security (SFS)	1999
	フィンランド	Household Wealth Survey	1998
	イタリア	Survey of Household Income and Wealth (SHIW)	2002
	スウェーデン	Wealth Survey	2002
	アメリカ	Survey of Consumer Finances (SCF)	2001
整備中	キプロス	Survey of Consumer Finances (CySCF)	2002
	フィンランド	Household Wealth Survey	1994
	ドイツ	Socio Economic Panel Study (German SOEP)	2002
	ノルウェー	Income and Wealth Survey	2002
	イギリス	British Household Panel Study (BHPS)	2000
整備予定	アメリカ	Panel Study of Income Dynamics (PSID)	2001

資料:LWS, "First results from a comparable cross-national wealth study: Luxembourg Wealth Study-LWS"より作成。

表2 LWSデータベースに整備される予定のデータの調査年次

国	整備される予定の個票データの調査年次					
カナダ			1999			1984
キプロス		2002	1999			
フィンランド	2004		1998	1994		
ドイツ		2002			1998	
イタリア	2004	2002	1998	1995	1991	
ノルウェー		2002	1999/1997	1994	1989	
スウェーデン		2002	1999/1997			
イギリス		2000		1995		
アメリカ(PSID)		2001	1999	1994	1989	
アメリカ(SCF)	2004	2001	1998	1995	1989	

資料:表1と同じ。

注:1.太字(灰色の部分)はβ版で整備(2006年公表予定)、斜体字は2007年整備予定(α版)、細字は2007年以降整備予定。

2.α版でスペインが参加予定、その後も参加国を拡張させる予定。

表3 データベースに格納された個票の変数名

金融資産	TFA		
預貯金	DA		
債権	TB		
株式	ST	負債	TD
投資信託	TM	住宅のための負債	HD
生命保険	LI	居住用住居のための負債	MG
他の金融資産(年金資産を除く)	OFA	他の不動産ローン	OMG
年金資産	PA	その他	OHD
		自動車ローン	VL
非金融資産	TNF	分割払いによる負債	IL
居住用住居	PR	教育ローン	EL
投資用不動産	IR	その他金融機関からの負債	OL
事業資産	BE	その他非公式な負債	ID
自動車	VH		
耐久消費財等	DR/CL		
他の非金融資産	ONF		

資料:表1と同じ。

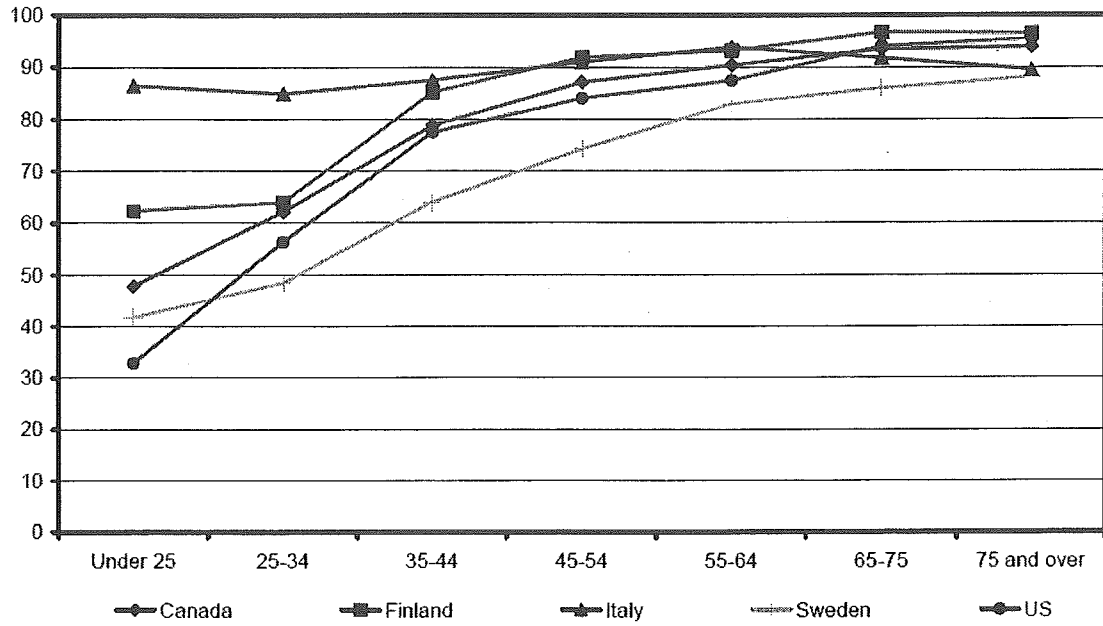
注:アルファベットは個票データの変数名を表す記号。

表4 国別に見た資産・負債保有世帯割合

	カナダ 1999年	フィンランド 1998年	イタリア 2002年	スウェーデン 2002年	アメリカ 2001年	(参考)日本	
						割合	出所
純資産総額 (>0)	77	83	90	68	77	77,756	総務省統計局「全国消費実態調査」(1999年)。貯蓄-負債現在高別の世帯分布(10万分比)。総世帯(単身世帯と二人以上世帯の合計)ベース
純資産総額 (=0)	3	2	8	5	4		
純資産総額 (<0)	20	15	3	27	19	19,142	
金融資産	90	92	81	79	91	88.0	厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004年)から貯蓄がある世帯の割合
預貯金	88	91	81	59	91		
株式	11	33	10	36	21		
投資信託	14	3	13	58	19		
債権	14	3	14	16	19		
不動産	62	67	71	68	68	61.2	総務省統計局「住宅・土地統計調査」(2003年)による持ち家率
居住用不動産	60	64	69	53	68		
投資用不動産	16	27	22	14	17		
負債	68	52	20	70	75	31.8	厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004年)から借り入れのある世帯の割合
住宅のための負債	41	28	10	46	46		
他の金融資産	13	36	3	17	9	85	84.9%(二人以上の世帯)、42.0%(単身世帯) 総務省統計局「全国消費実態調査」(平成11年)
自動車	77	66	80				

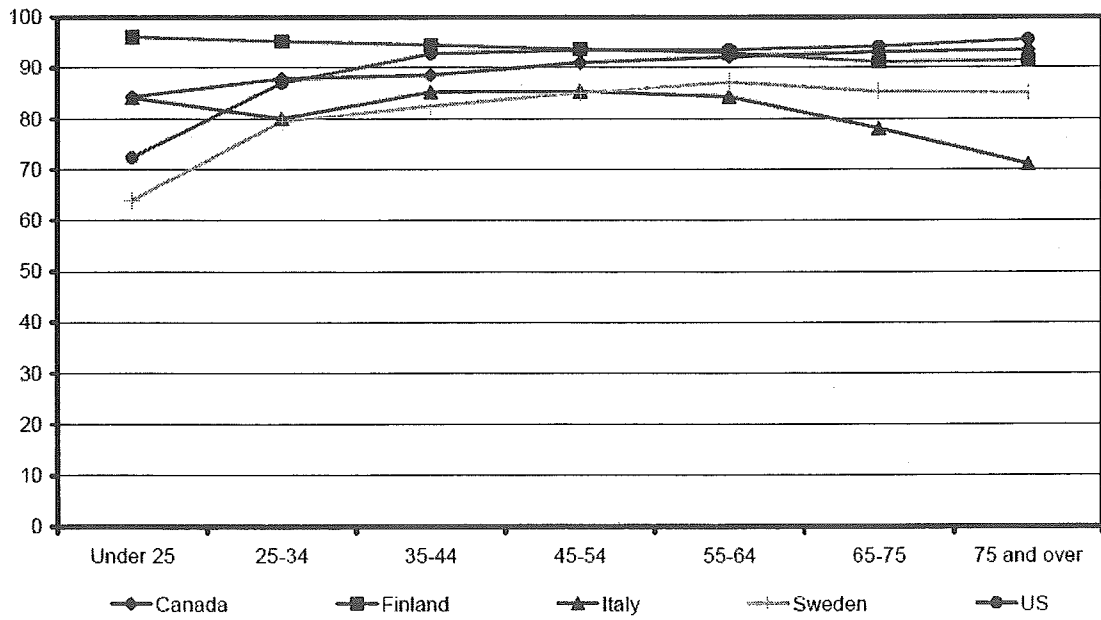
資料:表1と同じ。なお日本は、総務省統計局「全国消費実態調査」、「住宅・土地統計調査」、厚生労働省「国民生活基礎調査」による。

図1 世帯主年齢別に見た純資産総額がプラスの世帯の割合



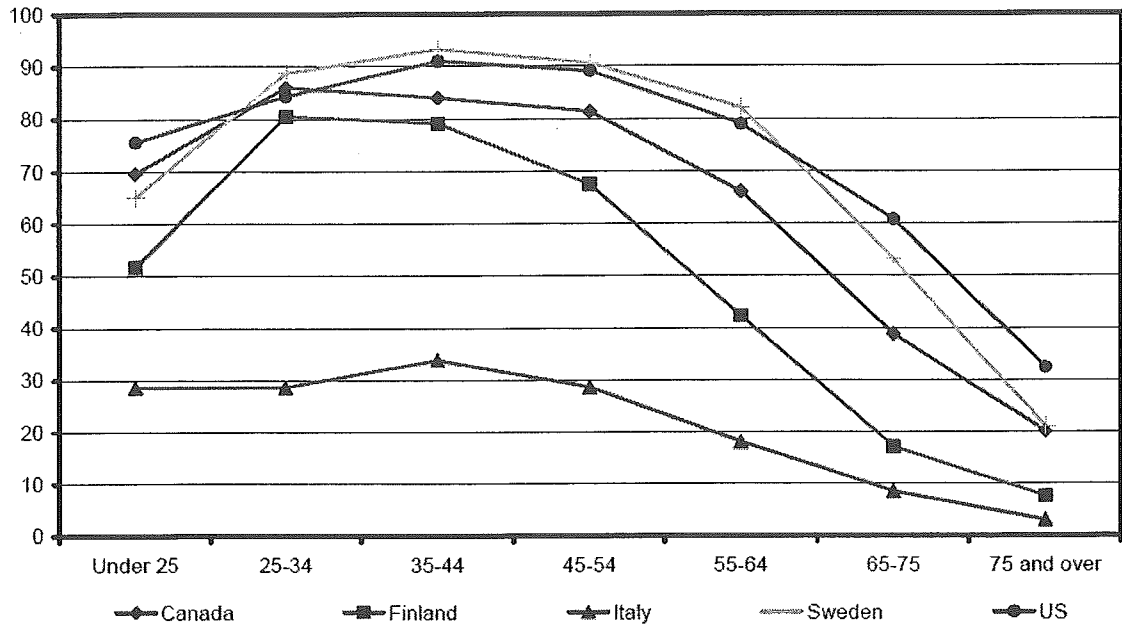
資料: 表1と同じ。

図2 世帯主年齢別に見た金融資産がある世帯の割合



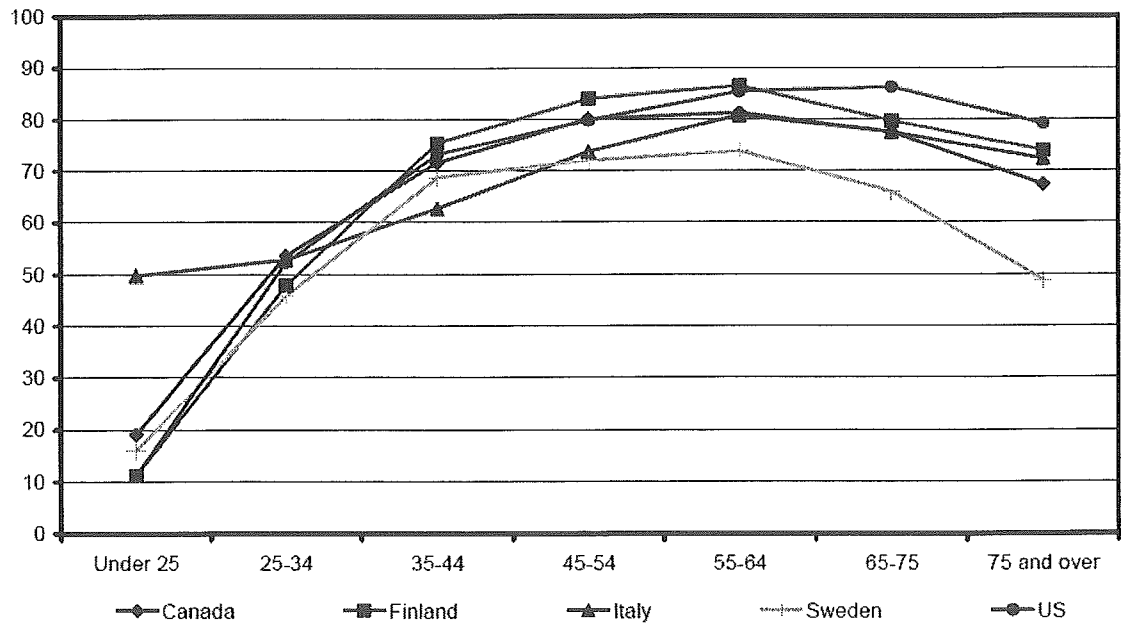
資料: 表1と同じ。

図3 世帯主年齢別に見た負債がある世帯の割合



資料:表1と同じ。

図4 世帯主年齢別に見た持ち家率



資料:表1と同じ。

所得格差要因としての所得変動リスクに対する行動
—日本人のリスクに対する行動に関する文献展望—

<分担研究者>

東京大学大学院経済学研究科助教授 澤田康幸

<研究協力者>

東京大学大学院経済学研究科(現代経済専攻) 能勢咲耶

所得格差要因としての所得変動リスクに対する行動

：日本人のリスクに対する行動に関する文献展望

能勢咲耶（東京大学大学院経済学研究科修士課程（現代経済専攻））
澤田康幸（東京大学大学院経済学研究科）

はじめに

日本は地震や津波、台風や洪水、火山噴火など歴史的に多くの災害を経験してきた。近年でも、新潟中越震、2005 年の相次ぐ台風、2005 年度の冬は歴史的な大雪に見舞われ、100 人以上の死者を出すにいたっている。また、自然災害だけではなく、失業、世帯主や家族の事故・病気、経済政策の失敗、政治動乱など家計は予期せぬ様々なリスクに直面している。日本の家計が直面するリスクに対して、どのように行動してきたかを展望することがこのレポートの最大の目的である。

ここで、まず、リスクの定義をしておきたい。林（2003）では、防災学の分野では地震や津波、台風やハリケーンといった人々の脅威と成り得る外力のことをハザードと呼んでおり、そのハザードが生み出す悪影響のことを「リスク」と定義している。このレポートでは、①日本と自然災害によって生み出されるリスク②日本人が国内で直面するリスクに対してどのように対処するか、の 2 点に注目する。

1. 自然災害によって生み出されるリスクと日本

日本は地震や津波、台風や洪水、火山噴火など歴史的に数多くの災害を経験してきた。しかし、その日本においても、巨大リスクを取引し、軽減してゆくための保険市場が未発達であるという点を Sawada and Shimizutani(2004)では指摘している。1995 年に起こった阪神淡路大震災の被災世帯のミクロデータを分析することにより、地震がもたらしたリスクに対し、有効な保険手段を持たなかったことを示している。そのため、巨大リスクに対する政府が果たしうる役割は重要となってくる。基本的に、政府の果たす役割はリスクに対する「事前」「事後」の保険機能を提供することである。日本は歴史的に災害が多いことから、防災に関する法制度整備や防災計画策定などの制度構築など、高い災害対応能力を備える国となっている。日本の経験に基づく災害対応能力は、日本以外の国、特に発展途上国のリスク対応能力・抵抗力を向上させることに貢献できると考える。

2 日本人はどのようにリスクに対処するか

2-1 家計のリスク対処戦略

この節では、家計がリスク管理戦略¹によっても避けることができない多くの事後的なショックに直面したときに、どのようにリスクに対応するかという「リスク対処戦略」を考える。リスク対処戦略は澤田（2000）によると、所得変動を所与のものとして、消費

¹ リスク管理戦略とは、不確実性が実現する前の段階で所得の分散を現象させるために行われる行動と定義される。Morduch(1995)ではこのような戦略を所得平準化と呼んでいる。

変動を削減させるような戦略と定義されている。

黒崎・澤田（1999）は、このようなりスク補填戦略として、（1）自己保険（2）家計構成員及び親類・隣人や友人からの非公式な送金等による相互保険、と2つの一般的な例を挙げている。特に、自己保険による家計の消費平準化行動は、

- ① 消費支出の削減（消費内容の変更・奢侈財消費の削減）
- ② 資金借入
- ③ 自己の所有する実物資産の売却
- ④ 人的資産の活用
- ⑤ 利他的に結びついた家族。親類からの送金の5点に便宜上まとめられる。

2-2 日本人がどのようにリスクに対処するか

チャールズ・村上・小原（2002）は、家計研パネル調査の第10年度調査からの個票データを用いて、日本人がリスクにどう対処するかについて明らかにしている。日本人は、予期出来ない出来事が発生したときには主に自分に頼り、市場、家族・親戚・友人、政府にもある程度頼る。日本人にとっては、家族が公的機関・専門機関の次に重要な相談相手であり、家族には精神的には頼るが、経済的にはそれほど頼らない。また、リスクへの対処法として、主に貯蓄の取り崩しに頼り、保険、経済的援助、借り入れにもある程度頼るが、出来事によって対処法が大きく異なることを示した。また、チャールズ・村上・小原（2004）は（2002）と同様の分析を行い、「日本人はリスクに十分備えており、予期出来ない出来事が起きても、生活を引き締めなくてもすんでいるが、主として自己保険（貯蓄）に頼っており、他人にはそれほど頼っていない」という結論を明らかにしている。

このことから「日本人は主に自分の貯蓄の取り崩しによってリスクに対処し、借り入れ、保険などにはそれほど頼らない」ということが分かった。しかし、自己保険は非効率的であり、借り入れ市場、保険市場、社会保険制度などが完備していないがために、人々が自己保険に頼っているのだとしたら、これらの市場・制度を整備するべきであり、整備することによって人々の効用を高めることができる、との政策的インプリケーションを得ることができる。

2-3 失業リスクに対する日本人の行動

90年代、日本の家計が直面した最大のリスクは失業である。失業リスクに対する予備的な貯蓄行動を捉えた分析は数多く行われてきたが、失業により貯蓄がどのように利用されるかを分析したものは非常に少なかった。これは、家計の失業の情報と経済状況、特に資産状況が分かるデータが極めて少ないためである。

そんな状況の中、小原（2005）では、失業が増加した時期の日本家計のデータ、主に優勢総合研究所の『家計と貯蓄に関する調査』を用いて分析した。その結果、家計を担うものの失業という所得ショックに対して、家計が貯蓄ではなく消費を抑制することで対応していることを予測した。これにより、失業が急増した1990年代半ば以降、日本家計の貯蓄率が大きく低下した可能性は低い。これは、貯蓄という自己保険を使って消費の平準化を図るのではなく消費水準を抑制させているのだとすれば、失業ショックが家計構成を大きく低下させる可能性がある、と指摘しており興味深い。

この状況を理論的に「確率的な所得のもとでの消費平準化の問題」として捉えることができる。消費平準化の議論はミクロ的基礎付けのあるマクロ経済学における標準的なトピックの一つである。ここで、1990年代の失業は予期せざる失業であったと仮定する。この場合、家計を担うものの失業は家計の恒常所得を低下させる。その結果、消費の平準化が行われ、今期の消費は減少するというシナリオを描くこともできる。

次に、失業というリスクに対して、社会的な整備がどの程度なされているか、そしてその効果について簡単に検証したい。小原（2002）では、失業給付制度と失業期間の関係に

ついて見当し、失業給付は再就職のインセンティブを抑制し、失業期間を長期化させることを示した。また、玄田・中田（2002）では、（1）失業給付受給者は非受給者よりも再就職率が低く失業期間は長い（2）受給者は給付が終了する最後の1ヶ月で再就職する（3）2の影響は失業期間が大きいことが分かった。この3つの結果は、失業給付制度が失業者に対してモラルハザードの問題を引き起こしていることを指摘するものである。

また、失業給付は離職後再就職するもののうち、失業状態を経るのは約50%であり、このうち失業給付を受給するのは40%足らずである。失業給付の受給者は、女性・若年・学歴の低いものに多いが、同時に離職前の所得が高かった者にも多い。つまり、失業リスクに対して、失業給付は失業者のモラルハザードを引き起こす可能性が高く、さらに、失業給付の低カバー率から適切に再分配がなされているとは言い難い。

また、夫の失業リスクと妻の労働供給の関係について考えたい。小原（2004）では、夫が失業しても、妻は労働供給を殆ど増加させないことを示した。しかし、更なる分析の結果、有業の妻が労働時間を変化させることはないとしても、無業の妻が実際に就職するか求職活動を始めるという、労働市場参加を促す可能性があることが分かった。この結果は、夫の将来の失業リスクが高い家計において顕著である。これは、リスクへの対処戦略④の人的資本の活用、と解釈することもできる。

まとめると、日本において、災害などのリスクに対してはある程度予期されたリスクであるために、そのリスクに備えて予備的貯蓄が行われている可能性は高いと考える。よって、災害リスクに対して、貯蓄などを用いてリスクを補填するという行動をとる。しかしながら、「家計を担うものの失業」というリスクに対する予備的貯蓄などの備えは十分ではなく、この失業を、恒常所得の低下ととらえる。消費平準化の結果、消費水準を減少させる傾向にあることが分かる。

参考文献

- チャールズ・ホリオカ、村上あかね、小原美紀（2004）「デフレ時代における対処法」『女性達の平成不況』日本経済新聞社 235-261 項
- チャールズ・ホリオカ、村上あかね、小原美紀（2002）「日本人はリスクにどう対応するのか？」『停滞する経済、変動する生活』家計経済研究所 45-60 項
- 玄田有史・中谷喜文（2002）「リストラと転職のメカニズム」東洋経済新報社 195-210 項
- 林春男（2003）『いのちを守る地震防災学』岩波書店
- 小原美紀（2005）「失業と家計貯蓄」未公刊
- 小原美紀（2002）「失業手当の受給実態」『日本労働研究雑誌』2002年特別号 38-52 項
- 黒崎卓・澤田康幸（1999）「発展途上国農村における家計の消費安定化—パキスタンの事例を中心に—」『経済研究』50巻2号, 155-168
- 澤田康幸（2000）「経済発展プロセスにおける動学的貧困問題：既存研究の整理と展望」東京大学大学院総合文化研究所
- Morduch, J., "Income Smoothing and Consumption Smoothing," *Journal of Economic Perspectives* 9, 103-114, 1995.
- Sawada, Y. and S. Shimizutani, "Consumption Insurance against Natural Disasters: Evidence from the Great Hanshin-Awaji (Kobe) Earthquake," *Applied Economics Letters*, forthcoming.

「1990年代後半におけるOECD諸国の所得分布と貧困」

Michael Forster and Marco Mirad'Ercole著
(OECD教育雇用社会局上席研究官)

訳

<分担研究者>

京都大学大学院経済学研究科 橘木俊詔

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所 金子 能宏

社会保障応用分析研究部部長

慶応大学経済学部助教授

山田 篤裕

国立社会保障・人口問題研究所

小島 克久

社会保障応用分析研究部室長

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」
平成 17 年度報告書

OECD 社会、雇用および移民に関する研究報告書第 22 号 1990 年代後半における OECD 諸国の所得分布と貧困

Michael Forster¹ and Marco Mira d'Ercole²著
橋本俊詔³・金子能宏⁴・山田篤裕⁵・小島克久⁶訳

無断転載しないで下さい。

この翻訳を引用する場合には、本研究事業の主任研究者
金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部）
まで、ご連絡下さい。

連絡先：yoshihiro-kaneko@ipss.go.jp

- 1 経済協力開発機構雇用・労働及び社会政策局
- 2 経済協力開発機構雇用・労働及び社会政策局
- 3 京都大学大学院経済学研究科教授
- 4 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長
- 5 慶應義塾大学経済学部助教授
- 6 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部第 3 室長

雇用労働社会問題理事会

OECD の社会、雇用および移民に関する研究報告書

本シリーズは OECD 内で使用するために作成された労働市場、社会政策および移民に関する研究報告をより広い読者層に提供することを目的としています。通常、著作はグループで行われていますが、主要著者の名前が記載されています。入手できる報告書の言語は通常、原語（英語かフランス語）に限られており、概要は他の言語で入手できます。

本シリーズに関する意見がありましたら、以下の宛先にお寄せください。
Directorate for Employment, Labour and Social Affairs, 2 rue Andre-Pascal, 75775 PARIS
CEDEX 16, France

本書で用いられている意見や主張は著者が責任を負うもので、必ずしも
OECD の意見を表明するものではありません。

本資料の全部または一部の複製もしくは翻訳の許可申請については以
下にお申し込みください。

Head of Publications Service
OECD
2, rue Andre-Pascal
75775 Paris, CEDEX 16
France

Copyright OECD 2005

目 次

1990年代後半における OECD 諸国の所得分布と貧困

1. 序論
2. 1990年代後半における全人口の所得の不平等と貧困に関する動向
 - 2.1. 所得不平等の水準
 - 2.2. 所得分布の動向
 - 2.3. 所得貧困の水準と動向
3. 労働市場、課税および給付：労働年齢人口に対する分布の影響
 - 3.1. 労働年齢人口の所得分布と相対的貧困に関する最近の動向
 - 3.2. 労働市場の影響
 - 3.3. 課税と公的移転の役割
 - 3.4. 1990年代半ば以降の貧困率の変動原因
4. 子供および子供のいる世帯の貧困と不平等
 - 4.1. 相対的所得／貧困の水準および動向
 - 4.2. 世帯構成、母親の就労および給付制度の影響
5. 高齢期の所得の妥当性：年金制度改革が定年人口に及ぼす影響
 - 5.1. 高齢者の相対的所得／貧困の水準および動向
 - 5.2. 公的年金制度と高齢者人口に対する影響
 - 5.3. 公的移転と民間資本所得の分布パターン

巻末図表

表

- 表 1. 所得の不平等の全体的な動向：全人口に関する概略結果
- 表 2. 所得五分位階級別の所得割合の増減
(全人口、1990年代半ばから2000年初期)
- 表 3. 所得階級別の実質世帯所得の動向
- 表 4. 労働年齢人口の市場所得に基づくジニ係数の水準と動向
- 表 5. 様々な世帯構成における子供のいる世帯の貧困率
(1990年代半ばから2000年)

図

- 図 1. OECD 諸国 27 カ国における所得分布に関するジニ係数 (最新)
- 図 2. 所得分布の不平等の実際と認識
- 図 3. 不平等の認識とそれらを緩和する政府の役割に関する意見との関係
- 図 4. 絶対的貧困率の動向
- 図 5. 全人口の相対的貧困率
- 図 6. 異なる貧困線における相対的貧困率
- 図 7. 相対的貧困状態の人々の所得ギャップ
- 図 8. OECD 諸国における相対的貧困の複合指標 (2000 年)
- 図 9. 労働年齢人口の所得不平等
- 図 10. 労働年齢人口の市場所得と可処分所得の不平等に関する動向
- 図 11. 労働年齢人口の市場所得レベルにおける相対的貧困率、
不就業者率および無職世帯率との関係
- 図 12. 労働年齢の世帯主がいる世帯における貧困率の就労者数別構成
- 図 13. 労働年齢の世帯主がいる世帯の相対的貧困および社会支出
- 図 14. 相対的所得貧困を緩和するための課税と移転の効果
- 図 15. 労働年齢の世帯主がいる世帯の相対的貧困率の変化の要因分解
(1990年代半ばから2000年)
- 図 16. 子供および全人口の相対的貧困率
- 図 17. 子供のいる世帯の相対的可処分所得 (2000 年)
- 図 18. 子供のいる世帯およびひとり親世帯の相対的貧困率 (2000 年)
- 図 19. 子供の貧困率と母親の就業率 (2000 年)
- 図 20. 子供のいる世帯と子供のいない世帯の課税と移転の前後における貧困率
(2000 年)
- 図 21. 66-75 歳の人々の所得代替率
- 図 22. 高齢世帯主がいる世帯に住む人々の家族構成
- 図 23. 高齢者の所得分布に関するジニ係数

- 図 24. 高齢者の相対的貧困率
- 図 25. 高齢の世帯主がいる世帯の貧困率の世帯構造別構成
- 図 26. 高齢者の相対的貧困と年金制度
- 図 27. 高齢の世帯主がいる世帯の相対的貧困率の変化の要因分解
(1990 年代半ばから 2000 年)
- 図 28. 高齢者に対する公的移転と財産所得および労働年齢人口の
可処分所得の分布 (2000 年)
- 図 29. 高齢者人口の所得層別の所得構成 (OECD 平均、2000 年)

コラム

- コラム 1. 高所得の調査方法
- コラム 2. 貧困の評価：消費、資産および所得の指標
- コラム 3. 住宅費と貧困指標

1990年代後半におけるOECD諸国の所得分布と貧困

1. 序論

1. 本報告書は Burniaux et al. (1998) と Forster and Pearson (2002) で提示された1990年代末までの所得分布と貧困に関する分析を取り上げている⁷。本報告書では、全国世帯調査およびその他のマイクロデータセットに基づく各国の提出物に関する第三次調査結果の一部を紹介する。これらの提出物は、諸国間の比較水準を向上させるために共通の方法と定義を用いた標準的な質問表に基づいている（付録文書1）。データは、総所得（すなわち、個人に課せられる直接的な社会保険負担金の支払い前）の構成要素別に分類された等価個人可処分所得（すなわち、世帯規模に応じて調整した世帯の可処分所得）の概念に基づいており、個人と世帯の様々な社会的・人口学的な特質に関するデータが提示されている。共通の動向が確認できるように、OECD諸国27カ国に関して入手できるデータの対象国の範囲を最大限に広げる努力がなされた。

2. 共通の方法と定義を用いることにより、OECD諸国の所得分布と貧困に関する諸国間および異時点間の比較を制限する多くの比較上の問題を克服できる。しかし、本報告書で使用されているデータには制限がある。第一に、各国の連続的な時系列データを集めるよりも、対象国の範囲を最大限に広げることが重点が置かれた。第二に、共通の定義が用いられている一方、基礎データは標準化がされていないことから、いくつかの点で相違がある。ほとんどの場合、これらのデータは世帯調査に基づいているが、数カ国（ベルギー、デンマーク、スウェーデン）では調査と行政データを組み合わせて利用している。さらに、世帯調査が使用されている場合でも、様々な諸国に関するデータは調査の設計、回答率および調査データをまとめるために用いられるデータ補充方式の相違による影響を受ける⁸。第三に、世帯調査から得られる所得/人口データが個々の推計（国民所得動向等）と一致する程度は国によって異なり、結果的に比較を定める可能性がある。最後に、対象期間はほとんどのOECD諸国における景気のピークに当たる2000年前後に終了する。

⁷ 本報告書のデータは、ほとんどの諸国に関しては以前のOECDの出版物で使用されたシリーズを拡大適用しているが、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、日本（異なる調査に基づく）、メキシコおよび米国（3月の最新人口調査の国内版に基づく）に関しては修正推計が提示されている。さらに、本報告書はチェコ共和国、統一ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、スペインおよびスウェーデンに関するデータを初めて提示している。ベルギーとスウェーデンに関しては、執筆時点で最新情報が得られなかった。最新情報は、ほとんどの諸国では2000年を基準としているが、オーストラリアでは1988/99年、オーストラリアとギリシャでは1999年、ドイツ、ルクセンブルク、ニュージーランドおよびスイスでは2001年、チエコ共和国、メキシコおよびトルコでは2002年を基準としている。

⁸ 各国のより代表的な状況を提示するために回答の「ウエイディング」（重み付け補正法）が用いられているが、低い回答率に伴う歪みは排除されていない。

3. これらの方法的側面以外の制限は、本報告書で実施されている比較方法的有意性に関連するものである。この点で、2つの重要な問題が挙げられる。第一に、本報告書は一定時点における個人と世帯の所得分布に焦点を当てている。言い換えると、使用されたデータからは継続的な状況と一時的な状況を区別したり、各個人の人生の様々な段階における状況がどのように変化するかを追跡したりすることはできない。第二に、本報告書は政策目標にかかわらず、課税と公的移転が所得不平等と貧困に及ぼす影響に関する証拠を提示している。実際には、一定時点における所得分布と貧困に最も影響を与える政策は、所得自体の再配分ではなく、様々な不測の事態に備える社会保険の提供、経済効率率の向上、追加労働資源の動員等の、様々な目的を追求している。これらの場合における極めて重要な課題は、複数の目標を同時に達成する政策を策定し、かかる目標が互いに両立しない場合は、妥協点を見過すことである。

4. 本報告書は以下のようにまとめられている。第1節は全人口の所得不平等と貧困に関する1990年代後半におけるOECD諸国の経験を特徴づける定型化された事実を確認し、これらおよび以前のOECDの調査で述べたより長期的な動向と比較する。第2節は労働市場、課税および福祉制度の役割に特に焦点を当てて、労働年齢人口の経験について考察する。第3節は子供および子供のいる世帯の経験について考察する。最後の項は高齢者人口および年金制度の変化が彼らの福祉と貧困のリスクにどのような影響を与えたかについて考察する。

2. 1990年代後半における全人口の所得の不平等と貧困に関する動向

5. 全人口のデータを考察する本節では、様々な不平等と貧困に関する指標水準の諸国間の相違および1990年代後半における変化が以前のOECD分析で確認された長期的動向と異なる点を明らかにする。長期的変化の分析に関する一つの問題は、各国の不平等と貧困の指標が特定の年数に基づいていることであり、これらは各国の景気循環状況によって異なる。理論上は、これらの年数における変化は基本的な動向を十分に示していない可能性がある。しかし実際面では、数カ国のOECD諸国の所得不平等に関して「一般的に用いられている」指標との比較から、ほとんどの諸国にとってこの検討事項はそれほど重要ではないことが示されている⁹。

2.1. 所得不平等の水準

⁹ Atkinson (2002) で示されているOECD諸国9カ国の所得の不平等に関して「一般的に用いられている」指標の年間時系列は、その動向に関する変化が比較的堅固であることを示しており（付録表Aを除き）、本報告書で使用されている年数は検討対象期間における一般的な数値をほぼ代表していることを示している。

6. 20 世紀末に OECD 諸国で大勢を占める分布パターンを評価するための第一歩は、等価可処分所得分布の不平等の水準によって示される。図 1 は、データが入手できる最新の年における OECD 諸国 27 カ国の所得不平等の指標として、広く用いられている要約指標である所得分布のジニ係数¹⁰を示している。これらの諸国は以下のように不平等度の低い順から 4 つのグループに分類することができる。

- 4 カ国の北欧諸国（デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー）ならびにオーストリア、チェコ共和国、ルクセンブルクおよびオランダはすべて、26 前後のジニ係数を示している（少なくとも OECD の平均値よりも 15 ポイント低い）。
 - その他の大陸ヨーロッパ諸国ならびにハンガリー、カナダ、スペイン、アイルランドおよびオーストラリアのジニ係数は、27 から 30.5 と、最初のグループよりも高い数値を示しているが、全体としては依然として OECD の平均値よりも低い。
 - ニュージーランド、英国、米国、ギリシャ、ポルトガル、イタリア¹¹、日本およびオランダのジニ係数は 31 から 36 の値を示し、OECD の平均値を上回っている。
 - メキシコとトルコのジニ係数の値は 45 前後と、この比較一覧表の中で明らかな外れ値を示している。これらの両国とポーランド（3 番目に高い国）のジニ係数の差異は、ポーランドと不平等水準がそれより低い諸国とのジニ係数の差異に近似している。
- OECD のジニ係数の単純平均値は 30.6 である（メキシコとトルコを除くと 29.4）。

図 1. OECD 諸国 27 カ国における所得分布のジニ係数（最新）
（巻末図表参照）

7. ジニ係数は所得集中度を示す一つの指標に過ぎない。しかし、所得の不平等を示す 3 種類の追加指標、すなわち平方変動係数（SCV）、平均対数偏差（MLD）および十分位間比率（inter-decile ratios）¹²（付属表 3）の分析では、上記で確認された 4 種類の

¹⁰ ジニ係数は、ローレンツ曲線（貧困層から富裕層までの人口の累積比率を、彼らが得る所得の累積比率と対照して示している）と、全体の三角形の比率としてみなされる 45 度線の間の傾斜として定義される。ジニ係数の値は、「完全な平等」（すべての人々が同等の所得を得ている）の場合の 0 から、「完全な不平等」（すべての所得が最も所得が高い人々に集中している）の場合の 100 に及ぶ。

¹¹ イタリアの場合、以前の年度との比較可能性を確保するために、金融資産による所得は可処分所得から除外されている。これを含めると、ジニ係数は約 7% 上昇する（図 1 で示されている 33.4 から 35.7 に）。

¹² P90/P10 十分位間比率は、最も高い所得十分位の下限値と最も低い所得十分位の下限値の比

まかな国別グループは要約指標の選択の影響を受けないことが示されている¹³。一般的に、北欧諸国は、チェコ共和国とルクセンブルクと共に、一貫して比較的低い水準の所得不平等を示している。また、使用された指標によると、不平等の水準が比較的低いグループには、その他の一部の西欧諸国（MLD）ではオーストリアおよびオランダ、SCV ではオーストリア、フランス、ドイツおよびオランダ）が含まれる。ハンガリー、その他の西欧諸国および日本は使用されたすべての指標において、順位の間中に集中する傾向にあり、スイスはジニ係数、十分位間比率および MLD では平均以下の値を示しているが、SCV 指標では多少高い数値を示している（所得分布の最上位への集中度が比較的高く、その他の部分は全体にわたり比較的均等に分布していることが示されている）。一部のアングロサクソン諸国（特にニュージーランド、英国、米国）および南欧諸国では一貫して比較的高い水準の不平等度が示され、トルコとメキシコは使用されたすべての指標において最も高い不平等度を示している。

8. しかし、これらの様々な不平等の指標における諸国間の相違は、国民が自国の所得の不平等度が「高すぎ」かに関する認識の指標とびつたり一致していない。図 2 は、国際社会科学プログラムの後援の元で 1999 年に着手された調査に基づき、所得の不平等があまりにも大きいという意見に賛成する人々の割合および上述で検討した所得の不平等のジニ係数値に関するデータを示している。すべての OECD 諸国では、回答者の大多数が 1990 年代末における所得の格差が「大きすぎ」という意見に賛成したが、その割合は国によって大きく異なり、米国の約 60% からハンガリー、イタリアおよびポルトガルの 90% 以上にまで及ぶ。所得の不平等があまりに大きいと認識している回答者の割合は、ジニ係数が OECD の平均を上回っている米国で最も低く、ジニ係数が同様に高いポルトガルで最も高かった。不平等の実際と認識の関連性が低いという事実は、他の不平等指標を使用した場合にも当てはまる。これは、実際の不平等以上に、他の要因がこれらの認識の形成に重要な役割を果たしていることを示唆している¹⁴。しかし、所得の

率である。平方変動係数は、全人口の所得平均の二乗で除した各十分位の平均所得の平方偏差である。平均対数偏差は、平均所得と各十分位の所得との比率の自然対数の平均値である。これらの要約指標の上限と下限はすべて異なる。平方変動係数の下限は 0 で、上限は無限であり、平均対数偏差と十分位間比率の下限は 1 で、上限はない。また、各指標は分布の様々な地点における変化に対する感度において異なる。他の指標と比較した場合、ジニ係数は分布の両極端における変化に対する感度が低く、平均対数偏差は分布の下位における変化に対する感度が高く、平方変動係数は上位における変化に対する感度が高い。

¹³ 以前の調査で収集されたデータも、所得の不平等の水準に基づいて国別のグループ分けは消費における規模の経済に関する様々な選択に比較的影響を受けないことを示している。

¹⁴ 所得の不平等に対する認識に関する一連の決定要因を分析した Surlicke (2001) は、比較的高い人々、過去 10 年間で所得の増加を経験した人々、努力、知性および技能に対して報酬が得られると信じている人々ならびに男性、若者および小規模の世帯で暮らす人々は不平等に対する「耐性」が比較的に強いと報告している。その調査結果によると、所得の不平等が比較的に大きい諸国および社会主義政権からの移行を経験した諸国では不平等に対する耐性が比較的低いという。